

日高町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の出火及び延焼を居住者が自ら防止することにより、被害の減少並びに住民及び地域の防災力の向上を図ることを目的とし、日高町感震ブレーカー設置事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日高町補助金等交付規則（平成4年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、住宅において地震発生時に作動し、電気の通電を遮断する装置であって、感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（平成27年2月刊行）における分電盤タイプ及び簡易タイプに準ずるものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 この事業の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 満65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 和歌山県から療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 前各号に該当する者のみで構成されている世帯。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象世帯の住居における感震ブレーカーの購入及び取付けとする。ただし、この補助金を利用することができる回数は、1世帯につき1回限りとし、新築・改築時に設置する場合は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、感震ブレーカーの購入及び取付けに要する経費であって、20,000円を限度とし、町長が認める額とする。

(交付申請)

第6条 補助対象事業を行う世帯（以下「補助事業世帯」という。）は日高町感震ブレイカー設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 感震ブレイカーの設置予定場所が確認できる写真
 - (2) 感震ブレイカーの設置に要する経費が確認できる書類
- （交付条件）

第7条 町長は、補助金の交付決定に当たり、補助事業世帯に次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助対象事業に要する経費の変更（当該経費の額の20パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

（交付決定及び通知）

第8条 町長は、補助金を交付すると決定した補助事業世帯に対しては日高町感震ブレイカー設置事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないと決定した補助事業世帯に対しては日高町感震ブレイカー設置事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第9条 補助事業世帯は、第7条第1号の規定により町長の承認を受けようとする場合には、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の変更の場合にあつては、日高町感震ブレイカー設置事業補助金変更承認申請書（別記第4号様式）及び変更後の第6条に掲げる書類を、補助対象事業の中止又は廃止の場合にあつては、日高町感震ブレイカー設置事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（変更交付承認等）

第10条 町長は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、日高町感震ブレイカー設置事業補助金変更交付承認通知書（別記第6号様式）又は日高町感震ブレイカー設置事業中止（廃止）承認通知書（別記第7号様式）によ

り、申請が不適當であると認めた場合は、日高町感震ブレーカー設置事業補助金変更交付不承認通知書（別記第8号様式）又は日高町感震ブレーカー設置事業中止（廃止）不承認通知書（別記第9号様式）により、それぞれ補助事業世帯に通知する。

（実績報告及び交付請求）

第11条 補助事業世帯は、事業が完了したときは、日高町感震ブレーカー設置事業補助金実績報告書及び補助金交付請求書（別記第10号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （1） 感震ブレーカーの設置が確認できる写真
- （2） 感震ブレーカーの設置に要した経費の支払を証明する写し
（額の確定）

第12条 町長は、補助金の額を確定したときは、日高町感震ブレーカー設置事業補助金確定通知書（別記第11号様式）により当該補助事業世帯に通知する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。